

架空請求ハガキに注意！ 被害が発生しています

架空請求例

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、
ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状
が提出されました事をご通知致します。**管理番号(い)439** 裁判
取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご
連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち
会いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを
強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行
証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判所取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っ
ておりますので、職員までお問い合わせください。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人
様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成〇〇年〇月〇日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター

東京都〇〇区XXXXXXXXXXXXXX

取り下げ等のお問合せ窓口 **03-〇〇〇〇-XXXX**

受付時間 9:00~20:00 (日・祝日除く)

【特 徴】

「最終告知」「訴訟」など、
裁判をイメージさせ
不安をあおります

請求金額など具体的な記載は
なく、過去に何らかの契約と
ほのめかしてあります

個別のように
番号がついています

至急電話をするように
促しています

公的機関のような
名称を使っています

【対処方法】

請求は無視! 身に覚えのない請求には、応じる必要はありません

絶対に連絡をしないようにしましょう

対応に困ったら磐田市消費生活センターに相談してください

磐田市消費生活センター ☎0538-37-2113 磐田市役所内

突然の訪問や電話、その話、本当？



**必要ないものは、はっきりと断りましょう。
知らない人にはドアを開けず、家に入れない。
その場ですぐに契約をせず、家族や知人に相談しましょう。**

**電話勧誘販売や訪問販売では、
契約書を受け取って8日以内であれば、クーリング・オフできます。**

(クーリング・オフとは、特定商取引法の訪問販売の規定です。8日以内に契約解除の通知書を送付することで、無条件で解除できます。クーリング・オフ期間が過ぎてもあきらめずに、早めに消費生活センターに相談しましょう)



**断る時は、はっきりと伝えましょう。
「いりません」「お断りします」「電話を切ります」
いつも留守番電話に設定し、知らない人からの電話は出ない。**

消費生活に関する相談窓口

磐田市消費生活センター

訪問販売や電話勧誘販売、架空請求などの消費生活に関する相談を受け付けています。1人で抱え込まないで相談しましょう。
知り合いで困っている人がいたら消費生活センターを紹介しましょう。

【相談日】 毎週月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）8:30～17:00（昼休みを除く）

【場所】 磐田市役所本庁舎1階 市民相談センター内

【電話】 **0538-37-2113**



相談は無料
消費生活
センターに
相談して
ください

磐田市イメージキャラクター
ひっぺい